	算式Ｖの符号 e　次の算式によつて算定した数 算式 2.00 × e1 ＋ 1.75 × e2 ＋ 1.50 × e3 ＋ 1.25 × e4 ＋ 1.00 × e5 ＋ 0.75 × e6 ＋ 0.50 × e7 ＋ 0.25 × e8 2.00 × e1、1.75 × e2、1.50 × e3、1.25 × e4、1.00 × e5、0.75 × e6、0.50 × e7 及び 0.25 × e8 に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 e1　当該都道府県の区域内の市町村におけるメツシユ人口（総務省統計局において公表した令和２年国勢調査に関する地域メツシユ統計にて、基準地域メツシユの中心点が帰属する当該市町村の区域内において、常住人口のいる基準地域メツシユ内の人口をいう。以下この項において同じ。）のうち、100 人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数 ［略］ ［略］
市町村	算式 （0.2 × A ＋ 0.1 × B ＋ 0.1 × C ＋ 0.1 × D）× 1.010 ＋（0.5 × E）× 0.664 0.2 × A、0.1 × B、0.1 × C、0.1 × D 及び 0.5 × E に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［略］ E　次の算式Ｖによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ｖ E ＝（e ／ f）／ 0.263 ［略］

6　第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）によるものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式

	算式Ｖの符号 e　次の算式によつて算定した数 算式 2.00 × e1 ＋ 1.75 × e2 ＋ 1.50 × e3 ＋ 1.25 × e4 ＋ 1.00 × e5 ＋ 0.75 × e6 ＋ 0.50 × e7 ＋ 0.25 × e8 2.00 × e1、1.75 × e2、1.50 × e3、1.25 × e4、1.00 × e5、0.75 × e6、0.50 × e7 及び 0.25 × e8 に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 e1　当該都道府県の区域内の市町村におけるメツシユ人口（総務省統計局において公表した平成 27 年国勢調査に関する地域メツシユ統計にて、基準地域メツシユの中心点が帰属する当該市町村の区域内において、常住人口のいる基準地域メツシユ内の人口をいう。以下この項において同じ。）のうち、100 人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数 ［同左］ ［同左］
市町村	算式 （0.2 × A ＋ 0.1 × B ＋ 0.1 × C ＋ 0.1 × D）× 1.011 ＋（0.5 × E）× 0.695 0.2 × A、0.1 × B、0.1 × C、0.1 × D 及び 0.5 × E に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［同左］ E　次の算式Ｖによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ｖ E ＝（e ／ f）／ 0.274 ［同左］

6　第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）によるものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式